

## 視聽覚的実演に関する北京条約の規定に基づく宣言

- 1 条約第十一条(2)の規定に基づき、著作権法第九十四条の規定によりする次に掲げる放送について、条約第十一条(1)に規定する許諾の権利の代わりに、衡平な報酬を請求する権利を設定すること。
  - (a) 放送事業者が実演を放送する権利を有する者の許諾を得てする放送のために著作権法第九十三条第一項の規定により作成した録画物を用いてする当該実演の放送
  - (b) (a)に規定する放送事業者から(a)に規定する録画物の提供を受けてする実演の放送
  - (c) (a)に規定する放送事業者から(a)に規定する許諾に係る放送番組の供給を受けてする実演の放送((b)の放送を除く。)
- 2 条約第十一条(2)の規定に基づき、放送される実演の有線放送及び放送される実演について専ら当該放送に係る著作権法第三十四条第一項に規定する放送対象地域において受信されることを目的として行う「入力型自動公衆送信」について、条約第十一条(1)に規定する許諾の権利の代わりに、衡平な報酬を請求する権利を設定すること。

本宣言において「入力型自動公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置に情報を入力することにより、公衆からの求めに応じ自動的に行われる送信をいう。
- 3 条約第十一条(3)の規定に基づき、視聽覚的固定物に固定された実演について有線放送及び「入力型自動公衆送信」以外の方法により公衆への伝達が行われる場合には、同条(1)及び(2)の規定を適用しないこと。